

令和3年度の健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

これらは、財政の早期健全化や再生のための判断指標とするもので、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、財政健全化計画等を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。

令和3年度決算に基づく算定結果は下表のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回っているため、現在のところ財政健全化計画等の策定の必要はありません。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

	吉野ヶ里町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.92	20.0
②連結実質赤字比率	—	19.92	30.0
③実質公債費比率	9.6	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

2. 公営企業の資金不足比率

(単位：千円、%)

会計名	事業規模	資金不足額	資金不足比率
簡易水道特別会計	820	0	—
下水道特別会計	327,160	0	—
工業用地造成事業特別会計	148,400	0	—

【① 実質赤字比率】

一般会計等の赤字の度合いで、財政運営の深刻度を示します。令和3年度は黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

【② 連結実質赤字比率】

吉野ヶ里町のすべての会計を連結した赤字の度合いで、町全体の財政運営の深刻度を示します。令和3年度は連結しても黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

【③ 実質公債費比率】

一般会計の借入金の返済額と、下水道特別会計や一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入返済に準じる額等の合計を、標準財政規模と比較した割合(3か年度の平均)で、一般会計が負担する実質的な返済額の度合いを示します。令和3年度は、下水道特別会計への繰出金の増などにより単年度比率が前年度を0.1ポイント上回る8.6%となりましたが、3か年度平均は前年度を0.5ポイント下回る9.6%となっています。

【④ 将来負担比率】

町の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の額を、標準財政規模と比較した割合で、将来、町の財政を圧迫する度合いを示します。令和3年度は、将来負担すべき債務である一般会計の地方債残高の減少や下水道特別会計公債費繰出予定額の減少などにより、充当可能財源等控除後の将来負担額がマイナスとなったため、将来負担比率は算定されませんでした。